

就学援助制度について

武雄市教育委員会 教育総務課

1. 就学援助とは

市内に在住し、小・中学校に通学するお子さんのいる世帯で、経済的な理由により学用品費や給食費の支払いにお困りの御家庭に対して、その費用の一部を援助する制度です。

2. 申請方法

教育委員会又は、各学校備え付けの「就学援助申請書」に必要事項を記入し、お子さんの通学されている学校へ提出してください。

申請時の注意

- ・世帯状況は同居者全員を記入してください。（住民票上は別世帯でも同一世帯とみなされます。）
- ・令和6年1月1日現在において武雄市に住民登録されていない方は、所得の確認ができません。前住所地から発行される世帯全員分の所得証明書(控除の内容が記載されたもの)を提出ください。

3. 援助内容 就学援助対象児童生徒として認定されると、下記の援助が受けられます。

援助費目	令和6年度支給額（参考）		支給時期
	小学校	中学校	
①学用品・通学用品費	年額13,650円 (1年生は 11,420円)	年額24,550円 (1年生は 22,320円)	年3回(7月、12月、3月に分割支給)
②新入学用品費 (当初認定1年生のみ)	40,600円	47,400円	入学前3月または入学後7月
③給食費	実 費	実 費	年3回(7月、12月、3月に分割支給)
④通学費(市内通学はなし)	実 費	実 費	年3回(7月、12月、3月に分割支給)
⑤医療費(※学校保健法に定められた疾病・医療券発行)	実 費	実 費	治療後医療機関へ
⑥修学旅行費(実施学年のみ)	交通費・宿泊料・見学科の実費(限度額あり)	交通費・宿泊料・見学科の実費(限度額あり)	実施後の支給日
⑦校外活動費(宿泊なし)	交通費・見学科の実費(限度額あり)	交通費・見学科の実費(限度額あり)	実施後の支給日
⑧校外活動費(宿泊あり)	交通費・見学科の実費(限度額あり)	交通費・見学科の実費(限度額あり)	実施後の支給日
⑨高等学校進学等準備金 (中学3年生のみ)	—	20,000円	12月

※(トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿かしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、むし歯、寄生虫病が対象。自己負担分について「医療券」が利用できます。)

4. 認定について

- ・認定は世帯員全員の所得の合計で判断いたします。
税の申告がされていないと審査ができませんので、必ず申告を済ませてください。
- ・認定の可・否やその他の連絡については学校を通じてお知らせいたします。
- ・お子さんが、学校生活を円滑に送れることを目的にした制度です。虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合、認定を取り消すことがあります。
- ・就学援助申請書に記載されている個人情報、認定作業のみに利用し、他の目的のために使用することはありません。

学校納入金の納付については御理解・御協力をお願いします。